

## データ利活用制度・システム検討会の開催について

令和6年12月23日  
内閣総理大臣決裁  
令和7年1月20日  
一部改正

- 1 データ利活用による社会課題の解決が重要な課題となる中、医療、金融、産業等の分野におけるデータ利活用に係る制度及びシステムの整備について包括的な検討を行うため、デジタル行財政改革担当大臣の下に、データ利活用制度・システム検討会（以下「検討会」という。）を開催する。
- 2 検討会の構成は、次のとおりとし、座長は、互選により決定する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

阿部 淳	株式会社日立製作所代表執行役 執行役副社長
安中 良輔	日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策 GL
生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科教授
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
稲谷 龍彦	京都大学大学院法学研究科教授
岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
上野山 勝也	株式会社 PKSHA Technology 代表取締役
岡田 淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
越塚 登	東京大学大学院情報学環教授
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
丹野 美絵子	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生活専門相談員
森田 朗	一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事

- 3 検討会の庶務は、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。